

整理No	基準コード	(改正案) 個別基準	(改正案) 種別	(改正案) 根拠法令等	(改正案) 担当課
1	01一般共通基準	1. 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	環境基本法(平成5年法律第91号)第8条、自然環境保全基本方針(昭和48年総理府告示第30号)(令和2年3月19日環境省告示第29号)、静岡県自然環境保全基本方針(昭和49年静岡県告示第9号)	環境保全課
2	01一般共通基準	4. 水資源の確保を図るため、浸透施設等を設置し地下水のかん養機能の保持に配慮すること。また、事業区域内の森林が1ヘクタール以上のを超える場合、周辺への水源として使用実態に応じた水量を確保するための必要な措置を講ずるとともに、土砂の流出による水質の悪化を防止するための必要な措置を講ずること。 太陽光発電施設の設置を目的とする場合は、事業区域内の森林が0.5ヘクタールを超える場合を対象とする。	法令基準	森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第2項第2号、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	林政課 河川課
3	01一般共通基準	8. 富士市環境基本計画の取り組みに配慮すること。	行政指導	第二次第三次富士市環境基本計画	環境総務課
4	01一般共通基準	9. 富士・愛鷹山麓地域環境管理計画区域内における開発行為・土地利用については、周辺の自然環境に十分配慮すること。	行政指導	富士・愛鷹山麓地域環境管理計画	環境総務課
5	01一般共通基準	10. 環境影響評価法若しくは静岡県環境影響評価条例に該当する事業を行う場合は、環境アセスメントの手続きを行うこと。	法令基準	環境影響評価法 第2条第1項第1号、環境影響評価法施行令 第1~7条、静岡県環境影響評価条例 第2条第1~4項、静岡県環境影響評価条例施行規則 第2~4条	環境総務課 環境保全課
6	01一般共通基準	富士・愛鷹山麓地域内において、重度開発を行う場合は、富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例に基づく手続きを行うこと。	法令基準	富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例	環境総務課
7	01一般共通基準	1. 水道施設の設置については、水道事業者と協議し、維持管理の方法等が明確にされていること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
8	01一般共通基準	1. 施行区域内の道路については、その帰属及び管理に関する協議がなされていること。	法令基準	都市計画法第32条	建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
9	01一般共通基準	2. 1. の協議により道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(以下「認定道路」という。)となるものについては、その構造が、原則として道路構造令(昭和45年政令第320号)及び道路法第30条第3項の条例(以下「道路構造条例」という。)に適合したものであること。	法令基準	道路法第24条、第30条、道路構造令	建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
10	01一般共通基準	8. 認定道路を使用するに当たり、既存認定道路が未整備の場合は道路管理者と協議し必要に応じて拡幅等の整備を行うこと。	行政指導		建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
11	01一般共通基準	2. 施行区域内に財務省所管国有財産が介在している場合は、 工事の竣工までに国有財産の処理手続を完了すること。	法令基準	普通財産取扱規則第3条	建設総務課
12	01一般共通基準	3. 施行区域内に法定外公共物が介在している場合は、存置、廃止及び付け替えについて、管理者と協議すること。	法令基準	都市計画法第32条、富士市認定外道路管理条例第4条、富士市普通河川条例第4条	建設総務課
13	01一般共通基準	5. 地下水を使用する場合については、県及び市と事前に協議すること。	法令基準	静岡県地下水の採取に関する条例第6条第1項及び7条第1項、富士市地下水の採取に関する条例第3条第1項	産業政策課 環境保全課

整理 No	基準 コード	(改正案) 個別基準	(改正案) 種 別	(改正案) 根 拠 法 令 等	(改正案) 担当課
14	01一般共通基準	6. 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。 ア 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利用フローシート又はこれに準ずるもの。 イ その他の用水については、供給者の承諾書又はこれに準ずるもの。	法令基準	都市計画法第33条第1項 第4号	産業政策課 環境保全課 建築土地対策課
15	01一般共通基準	16. 5条森林において隣接する既存開発区域を含む開発面積が1ヘクタール(太陽光発電施設の設置については0.5ヘクタール)以上のを超える場合は、別途、林地開発の許可申請を行なうこと。 太陽光発電施設の設置を目的とする場合は、事業区域内の森林が0.5ヘクタールを超える場合は許可申請を行なうこと。	法令基準	森林法第10条の2	林政課
16	01一般共通基準	13. 工事に当たっては、交通安全が確保され、交通障害の原因とならない循環経路がとれていること。	行政指導		道路維持課 建設総務課 市民安全課 建築土地対策課
17	01一般共通基準	事業計画にあたり、盛土または切土の造成計画がある場合は、規模に関わらず「静岡県盛土等の規制に関する条例」及び「静岡県土採取等規制条例」の適用あるいは適用除外について静岡県に確認を行い、適用される場合は遵守すること。	行政指導	静岡県盛土等の規制に関する条例、静岡県土採取等規制条例	建築土地対策課
18	02住宅	1. 事業区域内の森林が1ヘクタール以上のを超える場合、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、20パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項 第3号、開発行為の許可 基準の運用細則につい て(平成14年5月8日14 林整治第25号林野庁長 官通達。)	林政課
19	02住宅	2. 給水量は、1人1日最大給水量を300リットル以上として算出すること。	法令基準	都市計画法第33条第1項 第4号	水道維持課 建築土地対策課
20	02住宅	3. ごみ集積所を設置する場合は、予め設置場所・規模・構造等を市と協議すること。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律(昭和45 年法律第137号)第2条の 43、第6条、第6条の2第 4項	廃棄物対策課
21	02住宅	5. 開発区域の居住者が、地元自治町内会(区)へ加入できるよう地元自治町内会(区)と協議すること。し、また、居住者に対し地元自治町内会(区)への加入について促すこと。ただしまた、開発区域の居住者が地元自治会に加入できない場合は、集会所の設置について配慮すること。の加入する町内会(区)がない場合には、町内会(区)の新設に配慮すること。	行政指導		まちづくり課
22	03集合住宅	1. 事業区域内の森林が1ヘクタール以上のを超える場合、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、20パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項 第3号、開発行為の許可 基準の運用細則につい て(平成14年5月8日14 林整治第25号林野庁長 官通達。)	林政課
23	03集合住宅	2. 給水量は、1人1日最大給水量を300リットル以上として算出すること。	法令基準	都市計画法第33条第1項 第4号	水道維持課 建築土地対策課
24	03集合住宅	3. ごみ集積所については、市との協議に基づき必要に応じて設置すること。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律(昭和45 年法律第137号)第2条の 43、第6条、第6条の2第 4項	廃棄物対策課

整理No	基準コード	(改正案) 個別基準	(改正案) 種別	(改正案) 根拠法令等	(改正案) 担当課
25	03集合住宅	7. 開発区域の居住者が、 地元自治町内会（区）へ加入できるよう地元自治町内会（区）と協議すること。 し、また、居住者に対し 地元自治町内会（区）への加入について促すこと。 ただしまた、開発区域の居住者が 地元自治会に加入できない場合は、集会所の設置について配慮すること。 の加入する町内会（区）がない場合には、町内会（区）の新設に配慮すること。	行政指導		まちづくり課
26	04工場	1. 事業区域内の森林が1ヘクタール以上のを超える場合、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、25パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
27	04工場	4. 給水量は、1人1日最大給水量を宿泊する者については300リットル以上、その他の者については120リットル以上として算出すること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
28	05作業所・倉庫	1. 事業区域内の森林が1ヘクタール以上のを超える場合、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、25パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
29	05作業所・倉庫	1. 給水量は、1人1日最大給水量を宿泊する者については300リットル以上、その他の者については120リットル以上として算出すること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
30	06店舗・事務所	1. 事業区域内の森林が1ヘクタール以上のを超える場合、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、25パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
31	06店舗・事務所	1. 給水量は、1人1日最大給水量を120リットル以上として算出すること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
32	07研修・研究施設	1. 事業区域内の森林が1ヘクタール以上のを超える場合、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、25パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
33	07研修・研究施設	2. 給水量は、1人1日最大給水量を宿泊する者については300リットル以上、その他の者については120リットル以上として算出すること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
34	08墓園	1. 事業区域内の森林が1ヘクタール以上のを超える場合、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、50パーセント以上とすること。この場合において、残置森林の割合は、40パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
35	08墓園	3. 給水量は、1人1日最大給水量を墓参者については、30リットル以上、従業員については120リットル以上、宿泊者については300リットル以上として算出すること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
36	09駐車場・資材置場	1. 事業区域の森林が1ヘクタール以上の森林のを超える場合において、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、25パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課

整理No	基準コード	(改正案)個別基準	(改正案)種別	(改正案)根拠法令等	(改正案)担当課
37	太陽光発電施設	1. 事業区域内の森林が0.5ヘクタールを超える場合、残置森林又は造成森林の割合は、25パーセント（残置森林率は15パーセント）以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。） 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について（令和元年12月24日付け元林整治第686号林野庁長官通達）	林政課
38	太陽光発電施設	2. 事業区域内の開発行為（森林法）に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置すること。また、稜線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。） 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について（令和元年12月24日付け元林整治第686号林野庁長官通達）	林政課
39	太陽光発電施設	3. 開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に、幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。） 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について（令和元年12月24日付け元林整治第686号林野庁長官通達）	林政課
40	太陽光発電施設	太陽光発電設備を適正に設置・管理することにより、地域との調和が図られた太陽光発電事業を適切に実施すること。	行政指導	太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン	環境総務課
41	10産廃共通個別基準	1. 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	環境基本法（平成5年法律第91号）第8条、自然環境保全基本方針（昭和48年総理府告示第30号）（令和2年3月19日環境省告示第29号）、静岡県自然環境保全基本方針（昭和49年静岡県告示第9号）	環境総務課 環境保全課
42	10産廃共通個別基準	3. 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。 ア 自然環境保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施工すること。 イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講ぜられていること。	法令基準	自然環境保全基本方針、静岡県環境保全基本方針、自然公園法（昭和32年法律第161号）第172条、国立公園内（普通地域を除く）における各種行為に関する審査指針について（昭和49年11月20日付け環自企第570号環境庁自然保護局長通達）、静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）第11条、県立自然公園特別地域内における各種行為に関する審査指針について（昭和49年11月20日付け自然第416号静岡県知事通知）	環境保全課

整理No	基準コード	(改正案)個別基準	(改正案)種別	(改正案)根拠法令等	(改正案)担当課
43	10産廃共通個別基準	5. 富士市環境基本計画の取り組みに配慮すること。	行政指導	第二次第三次富士市環境基本計画	環境総務課
44	10産廃共通個別基準	6. 富士・愛鷹山麓地域環境管理計画区域内における開発行為・土地利用については、周辺の自然環境に十分配慮すること。	行政指導	富士・愛鷹山麓地域環境管理計画	環境総務課
45	10産廃共通個別基準	7. 環境影響評価法若しくは静岡県環境影響評価条例に該当する事業を行う場合は、環境アセスメントの手続きを行うこと。	法令基準	環境影響評価法 第2条第1項第1号、環境影響評価法施行令 第1～7条、静岡県環境影響評価条例 第2条第1～4項、静岡県環境影響評価条例施行規則 第2～4条	環境総務課 環境保全課
46	10産廃共通個別基準	1. 搬出入路として使用する道路及びその他の施設を破損若しくは汚損した場合は、速やかに復旧、清掃等必要な措置を講ずること。なお、交通の状況によっては、交通整理人の配置を考慮すること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準第4の(8)、道路法第43条	建設総務課 道路維持課 廃棄物対策課
47	10産廃共通個別基準	2. 認定道路を使用するに当たり、既存認定道路が未整備の場合は道路管理者と協議し、必要に応じて拡幅等の整備を行うこと。	行政指導		建設総務課 道路維持課 廃棄物対策課 建築土地対策課
48	10産廃共通個別基準	1. 地下水を使用する場合には、県及び市と事前に協議すること。	法令基準	静岡県地下水の採取に関する条例第6条第1項及び7条第1項、富士市地下水の採取に関する条例第3条第1項	産業政策課 環境保全課
49	10産廃共通個別基準	2. 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。 ア 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利用フローシート又はこれに準ずるもの。 イ その他の用水については、供給者の承諾書又はこれに準ずるもの。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	産業政策課 環境保全課 建築土地対策課
50	10産廃共通個別基準	4. 施行区域内に財務省所管国有財産が介在している場合は、事業終了までに国有財産の処理手続きを完了すること。	法令基準	普通財産取扱規則第3条	建設総務課
51	10産廃共通個別基準	事業計画にあたり、盛土または切土の造成計画がある場合は、規模に関わらず「静岡県盛土等の規制に関する条例」及び「静岡県土採取等規制条例」の適用あるいは適用除外について静岡県に確認を行い、適用される場合は遵守すること。	行政指導	静岡県盛土等の規制に関する条例、静岡県土採取等規制条例	建築土地対策課
52	11管理型最終処分場	1. 事業区域内の森林が1ヘクタール以上のみを超える場合、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。1ヘクタール未満の森林の開発にあつては、保安林の境界から原則として30メートル以内の区域は、処分場区域(森林以外へ転用する区域)から除外すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)	林政課
53	11管理型最終処分場	2. 最終処分場の周囲には、人がみだりに処分場内に立入るのを防止することができる囲いを設置すること。なお、囲いは高さ1.5メートル以上の耐久性を有する亜鉛板、有刺鉄線等とし、張り間隔は30センチメートル以下とすること。	法令基準	総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項、静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準第4の(1)、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(1)	廃棄物対策課

整理 No	基準 コード	(改正案) 個別基準	(改正案) 種 別	(改正案) 根 拠 法 令 等	(改正案) 担当課
54	11管理型最終処分場	4. 出入口付近の見やすい場所に、次の様式により産業廃棄物の最終処分場である旨を表示する立札を設置すること。また、可燃性の廃棄物を埋立処分する場合には赤色で「火気注意」の旨を立札等により表示すること。	法令基準	厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第1号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(2)	廃棄物対策課
55	11管理型最終処分場	1. 地滑り防止工・沈下防止工は次により行うこと。 ア 最終処分場をやむをえず傾斜地、崖地等に設置しようとする場合は地滑りの有無に、軟弱地盤等である場合には沈下の有無に特に注意を払って検討し、地質上の安全性の確認を行うこと。 イ 最終処分場の地盤の滑りを防止し、又、最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合には、十分な地盤支持力等が得られる防止工法を採用すること。	法令基準	厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(3)	廃棄物対策課
56	11管理型最終処分場	2. 埋立地には、埋立てる廃棄物の流出を防止するため、必要に応じ、次に掲げる要件を備えた擁壁、堰堤その他の構築物を設けること。 ア 自重、土圧、水圧、地震力等に対し構造耐力上安全であること。なお、構造耐力上の安全性を確認するため、次に掲げる事項の検討を行うこと。 (ア) コンクリート擁壁の設計 a 転倒、滑動に対する安定計算 b 地盤許容支持力に対する安定計算 c その他必要な安定計算 (イ) 土堰堤の設計 a 基礎地盤及び使用土質の安定検討 b 形状(法面、高さ、堤頂部等)の安定検討 c その他必要な安定検討 イ 埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止の措置を講じること。なお、擁壁等に使用される材料がコンクリートである場合には、酸、塩類、海水、油類によって腐食することのないよう擁壁等の表面コーティング、ライニング施工又は腐食厚を考慮した擁壁厚の設定等の措置を講じること。	法令基準	厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(4)	廃棄物対策課

整理No	基準コード	(改正案) 個別基準	(改正案) 種別	(改正案) 根拠法令等	(改正案) 担当課
57	11管理型最終処分場	<p>3. 地表水等集排水設備は、次により行うものとする。</p> <p>ア 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の施設（以下「地表水排水設備」という。）を設けること。</p> <p>イ 埋立地外流水域を含んだ水路が埋立地内を通過している場合には、埋立地の周囲に付け替え水路を設けること。</p> <p>ウ 地表水排水設備及び付け替え排水路は、原則として開渠とすること。</p> <p>エ 事業の施行により雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路を新設又は改修すること。なお、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。</p> <p>オ 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水地域がある場合には、当該事業により施行区域周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画がたてられていること。</p> <p>カ 河川を新設又は改修する場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいていること。</p> <p>キ 施行区域が5,000平方メートル以上又は放流河川に支障を及ぼすと認められる場合は、下流の河川及び水路への雨水流出増対策として調整池を原則として設置すること。ただし、放流先の排水能力、開発区域及び周辺の地形等を勘案し、支障のない場合は、この限りではない。なお、調整池を設置する場合であっても下流の河川及び水路の流下能力が1分の1に対し不足する場合は、下流の河川及び水路の管理者の指示による措置を講ずること。</p>	法令基準	<p>厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(5)、都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)</p>	河川課 廃棄物対策課 林政課 建築土地対策課
58	11管理型最終処分場	<p>1. 埋立地には、浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、原則として次に掲げるしゃ水措置を講ずること。</p> <p>ア 埋立地には、産業廃棄物の投入のための開口部及び集水設備の部分を除き、保有水及び雨水等が埋立地から浸出することを防止することができる次の工法によるしゃ水工を設けること。ただし、埋立地と公共の水域及び地下水との間に不透水性の地層(透水係数が1×10^{-7} cm/秒以下)が十分な厚さである場合はこの限りではない。</p> <p>(ア) 透水地盤中の止水壁工法 (イ) 透水地盤上に張ったしゃ水シート工法 (ウ) 透水地盤上に張ったしゃ水粘土張工法</p>	法令基準	<p>厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の2(1)、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知(平成7年12月22日)</p>	廃棄物対策課
59	11管理型最終処分場	<p>6. 埋立地には、保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有し、次の要件を備えた構造の管渠その他必要な集水設備を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講ぜられる埋立地についてはこの限りではない。</p> <p>ア 集水設備は管路式とし、管種は、有孔塩化ビニール管、有孔鉄筋コンクリート管又は透水コンクリート管等とすること。</p> <p>イ 集水設備は、埋立地内に保有水が滞留することのないよう自然流下可能な勾配とし、管径は、水の深さが径の3分の1から2分の1までとなるよう断面計算を行い、決定すること。また、集水管の最小管径は、100ミリメートルとすること。</p> <p>ウ 集水管の布設に当たっては、管路底部に砂利、碎石等を敷いた基礎の上に行うこと。</p> <p>エ 集水管は、栗石、碎石等をフィルター層とする被覆材により覆うこと。</p> <p>オ 集水管により集められた保有水等を、ポンプアップにより浸出液処理設備に送水する場合には、集水ピット等を集水管末端に接続して設けること。</p>	法令基準	<p>厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(2)、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(3)</p>	廃棄物対策課

整理 No	基準 コード	(改正案) 個別基準	(改正案) 種 別	(改正案) 根 拠 法 令 等	(改正案) 担当課
60	11管理型最終処分場	<p>7. 集水設備により集められた保有水等を処理するために、原則として次の要件を備えた浸出液処理設備を設けること。</p> <p>ア 計画処理水質は、排水基準を定める総理府令(昭和46年府令第35号)に適合し、かつ、放流先の利水状況等の環境保全面を勘案し、設定すること。</p> <p>イ 浸出液処理水量は、原則として次式を用いて算出すること。なお、次式以外の方法で算出する場合には、その根拠を明らかにすること。</p> $Q = 1 / 1,000 \cdot C \cdot I \cdot A$ <p>Q：処理水量(立方メートル/日) C：流出係数(0.5~1.0) I：年平均の日降雨量(mm/日) A：埋立地の面積(平方メートル)</p> <p>(注) Iは、過去10年間以上の最大月間降雨量の日換算値を年毎に算出し、その平均とすること。</p> <p>ウ 浸出液の水量は、水質の変動に対処するため、原則として浸出液を一時貯留できる流量調整槽を設けること。</p> <p>エ 浸出液の処理方法は、流入水量、流入水質、放流水質、並びに処理施設の立地条件及び維持管理条件等を勘案し、決定すること。</p> <p>オ 浸出液処理設備の流末については、河川管理者と協議すること。</p>	法令基準	厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(3)	廃棄物対策課
61	11管理型最終処分場	<p>8. 埋立地からの浸出液による地下水汚染を監視するため、次により水質観測用井戸等を設けること。</p> <p>ア 井戸の設置場所は、擁壁等の下流側で地下水の流路と考えられる地点とすること。</p> <p>イ 井戸の深さは、原則として第一帯水層までとし、地下水を汲み上げることができる構造とすること。</p> <p>ウ 水質観測用井戸として、既存の井戸を使用する場合は、設置場所及び深度が観測に適するものであること。</p>	法令基準	厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準第5の1(4)	廃棄物対策課
62	11管理型最終処分場	<p>5. 施行区域内の排水等(汚水、雨水又は土砂等)は、道路管理者と事前に協議が行われたものを除き、認定道路の施設(側溝等)に排出しないこと。</p>	行政指導		建設総務課 廃棄物対策課 建築土地対策課
63	11管理型最終処分場	<p>消防水利の基準により消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。なお、消防本部と協議すること。</p>	法令基準	消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項の規定による勧告に係る基準、都市計画法施行令第25条第1項第8号	警防課
64	12安定型最終処分場	<p>消防水利の基準により消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。なお、消防本部と協議すること。</p>	法令基準	消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項の規定による勧告に係る基準、都市計画法施行令第25条第1項第8号	警防課

整理 No	基準 コード	(改正案) 個別基準	(改正案) 種 別	(改正案) 根 拠 法 令 等	(改正案) 担当課
65	13中間処理施設	<p>1. 立地については、次の要件に適合していること。</p> <p>ア 位置の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地は工業専用地域内で、住宅等の敷地から20m以上離れていること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。また、敷地が2以上の地域、区域にわたる場合は、建築基準法第91条の規定によらず本基準による。 (1) 工業地域内で、敷地が次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特別業務地区内のもの (イ) 敷地が住宅等の敷地から100m以上離れているもの (2) 市街化調整区域（「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」対象区域を除く。）内で、敷地が住宅等の敷地から100m以上離れているものであって、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 公益事業で市長が認めるもの (イ) 既存の工場等における「その他の処理施設」で、当該工場等から排出される廃棄物の処理を主に行うもの <ul style="list-style-type: none"> 敷地が学校、図書館、児童福祉施設等、病院、診療所の施設の敷地から100m以上離れていること。 敷地が工業地域、工業専用地域以外の用途地域及び市街化調整区域（市街化調整区域内に位置する場合を除く。）から、100m以上離れていること。ただし、周辺環境への影響が少ないと認められる場合はこの限りでない。 廃棄物処理施設（処理機械）及び建築物が災害危険区域、土砂災害特別警戒区域及び津波災害特別警戒区域以外であること。 <p>イ 道路・交通等</p> <ul style="list-style-type: none"> 搬出入口に面する道路は、幹線道路まで幅員9m以上であること。ただし、搬出入車両に関して、経路、交通量、車両規模により周辺交通の障害にならないと認められる場合は、幅員6m以上とすることができる。 搬出入路が整備されていること。また、搬出入車両が敷地間の公道を横断しないこと。 周辺交通への配慮や、歩行者等の通行への安全等の対策が十分図られていること。 搬出入口が交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第4条に規定する通学路に面していないこと。 処理施設の敷地内に、所要の駐車場を配置すること。 <p>ウ 周辺地域への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺住民、地元自治会等へ事業及び周辺影響に関して説明し、理解が得られていること。 騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁等の公害防止対策が十分に図られていること。 敷地が人口集中地区（D I D地区）内の場合は、周辺自治会と公害防止協定を締結すること。ただし、工業専用地域内の場合、工業地域（特別業務地区に限る。）内の場合、敷地から200m以内に住宅等の敷地がない場合又は周囲の状況等により特に支障がないと認められる場合はこの限りでない。 緑化率は15%以上とすること。ただし、工場立地法に基づく敷地のものはこの限りでない。 	法令基準	建築基準法第51条	建築土地対策課
66	13中間処理施設	<p>2. 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。</p> <p>ア 緑地帯については、敷地外周の防護壁に沿って設置することとし、幅は工業専用地域にあっては2メートル以上、市街化調整区域にあっては4メートル以上とすること。</p> <p>イ 樹種・植栽方法等については周囲の環境に適合したものとし、別途市と協議すること。</p>	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第28条の2	林政課 みどりの課 建築土地対策課

整理No	基準コード	(改正案) 個別基準	(改正案) 種別	(改正案) 根拠法令等	(改正案) 担当課
67	13中間処理施設	3. 水資源の確保を図るため、浸透施設等を設置し地下水のかん養機能の保持に配慮すること。また、事業区域内の森林が1ヘクタール以上のを超える場合、残置又は造成する森林又は緑地の割合は、25パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第2号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	河川課 林政課
68	13中間処理施設	2. 水道施設の設置については水道事業者と協議をし、維持管理の方法等が明確にされていること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
69	14土石の採取	1. 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	環境基本法(平成5年法律第91号)第8条、自然環境保全基本方針(昭和48年総理府告示第30号)(令和2年3月19日環境省告示第29号)、静岡県自然環境保全基本方針(昭和49年静岡県告示第9号)	環境保全課
70	14土石の採取	2. 事業区域内の森林が1ヘクタール以上のを超える場合、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。1ヘクタール未満の森林の開発にあつては、保安林の境界から原則として30メートル以内の区域は、採取区域から除外すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
71 72	14土石の採取	7. 跡地利用については、次により行うこと。 ア 周囲の環境に適した跡地利用をはかること。 イ 山林としての跡地利用を図る場合の表土厚は1.5メートル以上とし、掘削前の表土又は良質土(腐植質の多い肥えた土)を使用すること。山林としての跡地利用を図る場合は、対象地の土壌状況と植栽等を行う樹木等の高さや特性から、客土等の措置を講じること。 ウ 農地としての跡地利用を図る場合の表土厚は0.6メートル以上とし、耕作土に適したものとすること。工法、仕上がりの詳細については農業委員会と協議すること。富士・愛鷹山麓地域内において、重度開発を行う場合は、富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例に基づく手続きを行うこと。また、事業終了後は、跡地を富士市森林喪失影響評価技術指針に基づき、森林に復元すること。 エ その他の跡地利用を図る場合の表土厚については、別途協議すること。 オ 山林を伐開して事業を行う場合であつて、事業区域が富士・愛鷹山麓地域環境管理計画区域内である場合は、跡地を必ず山林に復元すること。	行政指導	富士・愛鷹山麓地域環境管理計画―富士市農地改良等の取扱いに関する要領 富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例	農業委員会事務局 林政課 環境総務課 建築土地対策課
73	14土石の採取	12. 富士市環境基本計画の取り組みに配慮すること。	行政指導	第二次第三次富士市環境基本計画	環境総務課
74	14土石の採取	13. 静岡県環境影響評価条例に該当する事業を行う場合は、環境アセスメントの手続きを行うこと。	法令基準	静岡県環境影響評価条例 第2条第1～4項、静岡県環境影響評価条例施行規則 第2～4条	環境総務課 環境保全課
75	14土石の採取	13. 静岡県環境影響評価条例に該当する事業を行う場合は、環境アセスメントの手続きを行うこと。	法令基準	静岡県環境影響評価条例 第2条第1～4項、静岡県環境影響評価条例施行規則 第2～4条	環境総務課 環境保全課
76	14土石の採取	2. 施行区域内への車両の出入りにあたり、河川を横断する場合は、原則として橋梁を設置すること。	法令基準	河川法第20条、第24条、第26条、富士市普通河川条例第4条	建設総務課 河川課

整理 No	基準 コード	(改正案) 個別基準	(改正案) 種 別	(改正案) 根 拠 法 令 等	(改正案) 担当課
77	14土石の採取	5. 搬出路、搬入路に使用する道路及びその他の施設を破損したり、汚損した場合は、速やかに復旧、清掃等必要な措置を講ずること。なお、交通の状況によっては、交通整理人の配置を考慮すること。	法令基準	土の採取等に関する技術基準2の(3)のイ、道路法第43条	建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
78	14土石の採取	7. 認定道路を使用するに当たり、既存認定道路が未整備の場合は道路管理者と協議し、必要に応じて拡幅等の整備を行うこと。	行政指導		建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
79	14土石の採取	2. 地下水を使用する場合には、県及び市と事前に協議すること。	法令基準	静岡県地下水の採取に関する条例第6条第1項及び7条第1項、富士市地下水の採取に関する条例第3条第1項	産業政策課 環境保全課
80	14土石の採取	3. 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。 ア 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利用フローシート又はこれに準ずるもの。 イ その他の用水については、供給者の承諾書又はこれに準ずるもの。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	産業政策課 環境保全課 水道維持課 建築土地対策課
81	14土石の採取	3. 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。 ア 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利用フローシート又はこれに準ずるもの。 イ その他の用水については、供給者の承諾書又はこれに準ずるもの。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	産業政策課 環境保全課 上下水道営業課 建築土地対策課
82	14土石の採取	事業計画にあたり、盛土または切土の造成計画がある場合は、規模に関わらず「静岡県盛土等の規制に関する条例」及び「静岡県土採取等規制条例」の適用あるいは適用除外について静岡県に確認を行い、適用される場合は遵守すること。	行政指導	静岡県盛土等の規制に関する条例、静岡県土採取等規制条例	建築土地対策課